

# みんなで防ごう消費者被害

あなたも是非、一緒に活動し、消費者被害を防止しましょう

特定非営利活動（NPO）法人やまなし消費者支援ネット  
（以下、支援ネットと記載します。）

理事長（弁護士） 花輪 仁士



◇私たちは普段の消費生活において、実は契約（消費者契約）に囲まれています。

・余りにしていませんが、次のこともすべて消費者契約になります。

スーパーやお店での買物

スマホや携帯電話購入

訪問者からの買物、点検依頼

お葬式での式場、お寺、墓石等の購入

バスや電車を利用すること

通販での買物

◇また、日々たくさんのCMやチラシ情報が目や耳に入る中で、いつの間にか消費者被害にあってしまう可能性があります。そこで、支援ネットでは、消費者の安全・安心に寄与することを目的に次の活動（学習会含む）を行なっています。

消費者被害の防止

救済のための調査・研究

消費者に対する啓発・支援

消費者政策に関する提言

事業者の不当契約・勧誘などの差し止めや是正の申入れ

\*「あれ？ おかしいな(?)」と思った場合は、裏面の支援ネット事務局にご連絡下さい。

◇【消費者を守る4つの法律】＝支援ネットは4つの法律に違反する行為を止めさせる役割を担っています（弁護士・司法書士・相談員など専門家が適否の判断をします）。

(1) 消費者契約法：消費者の契約一般に関するルール（概要）。

・悪質な勧誘や不当な契約から消費者を守る。契約のキャンセルなどができる。

(2) 景品表示法：広告や景品に関するルール（概要）。

・虚偽広告、誇大広告などから消費者を守る。

(3) 特定商取引法：トラブルが起きやすい場面の特別ルール（概要）。

・訪問や電話勧誘、通信販売、マルチ商法、内職商法などの  
トラブルから消費者を守る。

・「クーリング・オフ」を定める法律。

(4) 食品表示法：食品の表示に関するルール（概要）。

・食品偽装から消費者を守る。



<裏面に続く>

◇支援ネットは、消費者被害防止をより確かなものにするために、「差止請求」を法律で行使できる、「適格消費者団体（総理大臣認定）」を目指しています。

◇適格消費者団体は2018年8月現在、18都道府県の消費者団体が認定を受けています。

◇NPOでも、表示等の是正申入れは一定の効果がありますが、悪質な事業者等においては、申入れを無視したり、不当な表示をやめず、継続する事も発生しています。

「適格消費者団体」の認定を受けることで、【差止請求】＝「a. 不当な勧誘」・「b. 不当な契約条項」・「c. 不当な表示」等、事業者の行為をやめさせることができます。



◇「山梨県消費者基本計画」に「適格消費者団体との連携」があり、支援ネットが連携の対象です。役割を発揮するためにも、みなさまの大きなご支援ご協力をお待ちしております。

◇連絡先：〒400-0834 甲府市 落合町 59-2

特定非営利活動法人やまなし消費者支援ネット事務局（大塩）

電話：055-243-2443 Fax：055-241-0597

\*ご連絡いただいた内容やお名前等は、

支援ネット業務規程及び個人情報保護規定に沿って保護されます。また、詳しい資料や、消費者庁のパンフ類をご希望の方には送付いたします。



「山梨大学 神山先生による消費者講座」の様子

◇【支援ネットの現状報告。2018年年8月末現在】

\***会 員**：弁護士25名・司法書士・消費生活相談員・学識経験者等専門家が約40名、生協や消費者団体・一般消費者、個人・団体など合計100名余が加入しています。

\***運 営**：毎年5月末～6月初旬に総会を開催、年7回の理事会（理事12名、監事2名）開催、年10回～12回の検討委員会（法律違反等、差止案件の調査、事業者への是正申入れなど）、年7～8回程度の活動委員会（消費者からの「はてな(?)」情報などの検討及び事業者への改善申入れなど）。年間運営資金は全て会費で諸経費及び活動費用、積立金として使われます。役員報酬等は無く、人件費は0円でボランティア、手弁当です。

<イラストや事例等は消費者庁パンフより引用しています>